

議題 1 介護者料金の見直しについて

見直し内容

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行にあわせ、平成 28 年 4 月 1 日から、介護者の有無に関係無く、障害者が移動するために川越シャトルを利用する場合は、無料とする。

〈現況〉

□東日本旅客鉄道株式会社のケース

同社の身体障害者旅客運賃割引規則第 7 条の規定によれば、障害者（身体障害者・知的障害者）及び介護者に対する割引率は、5 割（50%負担）とすると規定されています [資料 2 参照]。

また、他の鉄道事業者やバス事業者においても、障害者及び介護者に対する割引率は 5 割（50%負担）が多い状況です [資料 3 参照]。

□川越シャトルのケース

川越シャトルの運用において、「要介護」と押印されている特別乗車証をお持ちの方の介護者 1 名の運賃は、半額（50%負担）となっています。







現在の川越シャトルの運用によれば、

単独で移動することができる障害者は 0%負担、

単独で移動することができず、介護が必要となる重度の障害者については 50%負担（障害者本人と合わせると 25%負担）

との差異が発生しています。

■イメージ図（現況）

	ケース1 障害者のみ	ケース2 障害者並びに介護者	備考
民間企業 (主な鉄道・バス事業者)		 	移動に関する費用負担は、障害者・介護者ともに半額
料金負担率	50%	50%・50% (2人合わせると 全体料金の50%)	
川越シャトル		 	移動に関する費用負担は、障害者の介護者のみ半額
料金負担率	0%	0%・50% (2人合わせると 全体料金の25%)	

※ 料金負担率・・・通常料金を100とした場合の負担割合

本市における障害者支援計画

平成27年3月に策定された川越市障害者支援計画によれば、基本目標のひとつとして、『社会参加の拡充』という目標が掲げられています。

その内容は、「障害のある人や障害のない人も、スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動等の自己表現活動や社会参加活動を通じて、生活の豊かさが実感できるような社会が求められています。生活の質の向上と生きがいづくりの活動に、いつでも、誰でも、参加できる機会が確保されているよう、施策を拡充していきます。」と記載されています。

《改正案》

○単独で移動できる障害者と単独で移動ができず介護者が必要となる重度の障害者との差異を無くすため、負担を同じにしたい。



⇒ **介護者は、障害者とともに行動をせざるを得ない状況である。**

○障害者への福祉施策を一層推進し、障害者の日常生活や社会参加活動の際に、できるだけ川越シャトルを利用してもらい、欠かすことができない公共交通機関としたい。



平成28年4月1日から、障害者が移動するために川越シャトルを利用する場合は、介護者の有無に関係無く、無料とする。

■イメージ図（改正案）

	障害者のみ	障害者並びに介護者	備考
川越シャトル			平成28年4月1日から、障害者の介護者料金を無料とする
料金負担率	0%	0%・0% (2人合わせると全体金額の0%)	

〈参考1〉

平成28年4月1日から、障害者差別解消法が施行されます。この法律が施行されると、国の行政機関・地方公共団体等については、障害を理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、障害者に対して合理的配慮を行わなければならない法的義務を負うこととなります。障害を理由とする差別とは、障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

さらに、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます [資料4参照]。

〈参考2〉

県内他市の障害者の介護者料金に関する調査を実施したところ、介護者料金を無料とする市の割合が最も高くなっています。

平成27年6月 県内のコミュニティバスを運行している市へ照会
[県内30市に照会した結果、全市が回答]

○集計結果

無 料：熊谷市・行田市・所沢市・東松山市・春日部市・羽生市・鴻巣市・
上尾市・蕨市・朝霞市・桶川市・久喜市・富士見市・幸手市・ふじ
み野市（15市） 50%

半 額：さいたま市・秩父市・本庄市・狭山市・深谷市・入間市・和光市・
北本市・八潮市・坂戸市・鶴ヶ島市（11市） 36.7%

割引無し：川口市・加須市・戸田市・新座市（4市） 13.3%

〈参考3〉

前回：障害者の介護者料金を無料にした場合、収入に与える影響は小さいと考えられるため、無料化について提案したものです。

▼障害者の介護者料金における年間総額（推計）

$360\text{円} \times 0.5\text{（半額）} \times 462\text{名} = 83,160\text{円}$

よって、減収額は83,160円

（平成27年6月に実施した川越シャトルOD調査から推計）